平成２３年（へ）第１号
大阪市生野区小路３丁目12番16号
申立人　有限会社明石紙工
代表者代表取締役　高山　　恵
権利を争う旨の申述の終期　平成23年５月９日
平成23年１月21日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＱ28293
金額　107,848円
支払期日　平成23年１月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行都島支店
振出日　平成22年９月10日
振出地　大阪市
振出人　株式会社坂井印刷所　取締役社長　奥　康右
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第３３号
福島県郡山市細沼町３番23号　302号
申立人　星　　保男
本籍福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲72番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　星　　勇
昭和38年７月19日生
公示催告期間満了日　平成23年８月31日
福島家庭裁判所田島出張所

平成２２年（家）第２６４号
横浜市中区本牧満坂136番地
申立人　堀越　ヨシ
本籍神奈川県横須賀市汐入町４丁目24番地、最後の住所栃木県芳賀郡二宮町大字高田1343番地２
不在者　堀越健三郎
昭和28年３月８日生
公示催告期間満了日　平成23年８月31日
宇都宮家庭裁判所真岡支部

平成２２年（家）第６９１号
埼玉県越谷市弥生町１丁目105番13
申立人　海賀　政昭
本籍埼玉県越谷市大字船渡580番地８、最後の住所埼玉県越谷市弥生町１丁目105番地13
不在者　海賀三千世
昭和３年１月４日生
公示催告期間満了日　平成23年８月31日
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２２年（家）第１７１１号
兵庫県神戸市灘区八幡町３丁目２番９号
申立人　皆元　初香
本籍岡山県笠岡市笠岡256番地１、最後の住所岡山県笠岡市笠岡275番地
不在者　渡邊　壽男
昭和６年１月７日生
公示催告期間満了日　平成23年８月31日
岡山家庭裁判所倉敷支部

平成２２年（家）第４３５号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地の28
申立人　苫米地睦子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　苫米地末松
昭和７年９月８日生
公示催告期間満了日　平成23年８月25日
青森家庭裁判所

平成２２年（家）第８８５１号
東京都品川区小山２－９－１
申立人　槇野　直一
本籍東京都八丈島八丈町三根883番地、最後の住所東京都三鷹市以下不詳
不在者　槇野　直久
昭和33年５月１日生
公示催告期間満了日　平成23年８月25日
東京家庭裁判所

平成２２年（家）第２５６号
沖縄県うるま市字喜屋武325番地
申立人　祝嶺　清子
本籍沖縄県うるま市字喜屋武208番地、最後の住所沖縄県具志川市字喜屋武325番地
不在者　祝嶺　賢信
昭和６年５月25日生
公示催告期間満了日　平成23年８月25日
那覇家庭裁判所沖縄支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３０号
長崎県長崎市戸町５丁目675番地１
債務者　株式会社丸菱運輸
代表者代表取締役　松永　雅文
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　俊夫
４　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
愛知県蒲郡市府相町新井前948番地の２
債務者　有限会社かに源
代表者取締役　伊藤　　嵓
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大林　研二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６４号
横浜市港南区上永谷５丁目３番14―103号
債務者　千葉　　功
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　美樹
４　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月28日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
愛知県蒲郡市府相町新井前948番地２
債務者　伊藤　　嵓
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大林　研二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９８３号
埼玉県坂戸市溝端町１番地　３―416
債務者　山内　　浩
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２号
埼玉県所沢市小手指町４丁目15番地の５
パークアベニュー小手指406
債務者　川口　伸二
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目13番802号
債務者　木暮　貞三
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部